

消費税増税

平成 31 年 10 月 1 日より消費税が 10%に増税されることが予定されております。あわせて消費税の軽減税率制度も開始されます。さらに帳簿や請求書の記載方法も変更されていきます。消費税の増税に対応するためにこれから行っていくことをお伝えいたします。

(1) 税率

消費税の税率は以下の表のようになります。

区分	現行税率	標準税率	軽減税率
消費税	6.30%	7.80%	6.24%
地方消費税	1.70%	2.20%	1.76%
合計	8.00%	10.00%	8.00%

軽減税率対象取引の一例

8% (軽減税率)	10% (標準税率)
飲食料品の譲渡 (食品表示法に規定する食品で酒税法に規定する酒類を除く)	酒税法に規定する酒類 医薬品、医薬部外品 工場用原材料として取引される塩 (食べ物に使用しない) 観賞用、栽培用として取引される植物 (食べ物に使用しない)
弁当、持ち帰りの飲食 宅配、出前による飲食	外食
定期購読がされた新聞の譲渡 (一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週 2 回以上発行される新聞)	コンビニや駅の売店などで販売する新聞 電子新聞 週に 1 回しか発行されない新聞

(2) 軽減税率の導入

消費税の増税に伴い標準税率は 10% となりますが、飲食料品の購入と発行予定日が週 2 日以上 の定期購読新聞に限り 8%の軽減税率が適用されます。(軽減税率対象取引一例を参照)

(3) 旧税率の 8% が適用されるもの

旧 8% の時期に契約を行い、増税後もそのまま使用を続けるようなものには経過措置として増税後も旧税率の 8% が適用されます。(5% から 8% に改正があった時の経過措置と同様のものです。)

改正に伴い、増税前と増税後の税率の異なる 10% の取引と 8% の取引だけでなく、改正前より継続された 8% 取引と改正後の軽減税率による 8% の取引と区別する必要があります。

(4) 帳簿及び請求書等の記載と保存

今回の改正は単に税率を引き上げるだけでなく、対象品目によって軽減税率を適用することになります。そのためまず準備段階として平成31年10月から帳簿及び請求書等の記載方法が変更されます。(以下、区分記載請求書)そしてさらにその4年後の平成35年10月から帳簿及び請求書等の記載方法の項目要件が追加されます。(以下、適格請求書)

請求書等の様式			記載事項
Ⅲ 適格請求書	Ⅱ 区分記載請求書	Ⅰ 現行の請求書	① 発行者の氏名又は名称
			② 取引年月日
			③ 取引内容
			④ 取引金額
			⑤ 書類の交付を受ける者の氏名又は名称
			⑥ 軽減税率対象品目である旨
			⑦ 税率区分ごとの合計請求額
			⑧ 登録番号 (インボイス番号)
			⑨ 税率区分ごとの消費税額等 (8% 10%)

(ア) 区分記載請求書の記載

現行の請求書等には既に①から⑤は記載されています。改正に当たり発行する側も課税仕入れをする側もこの要件を満たさなければなりません。平成31年10月より改正後の区分記載請求書には新

たに⑥軽減税率対象品目である旨⑦税率区分ごとの合計請求額を記載します。

軽減税率対象品目の記載方法ですが、具体的な商品名でなくても例えば「肉、魚、野菜」といった記入でも問題ありません。また「食品、飲食料品」といった表示も認められます。ただし、「部門01」といったような購入者が判断できない記載は、取引内容が明らかではないことから認められません。



(イ) 適格請求書の記載

平成35年10月からの適格請求書には区分記載請求書の項目に加えて⑧登録番号(インボイス番号)と⑨税率区分ごとの消費税等(8%、10%)も記載します。

(ウ) 登録番号の取得

登録番号を取得するためには適格請求書発行事業者の登録が必要になります。納税地の所轄税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録後に登録番号を使用することができます。登録は、平成33年10月1日からその申請を受け付けますので平成35年10

月1日より前から申請し番号を取得することが出来ます。

登録の効力は、登録日から発生します。元々消費税の課税事業者であってもこの適格請求書発行事業者の登録申請書を提出しなければ適格請求書を発行することは出来ません。また、消費税の免税事業者が適格請求書発行事業者になるためには、まず「消費税の課税事業者選択届出書」を提出して、消費税課税事業者になったうえで上記の申請書を提出することで登録番号が取得出来ます。つまり、登録番号を取得するには、消費税の納税義務者とならなければならないことになり

ます。課税事業者、免税事業者いずれにしても、平成35年10月1日から適格請求書発行事業者として請求書を発行できるようにする為に、事前に申請書を準備しておきましょう。

(工) 登録番号（インボイス番号）の構成

法人の場合

登録番号は法人番号を有する法人は頭文字にT（ローマ字）に法人番号13桁となります。

(例 T-1234597890123)

請求書 (例)

(株)〇〇〇〇 御中 平成〇年10月31日 ← ②取引年月日

10月分 196,400円 (税込)

日付	品名	金額
10月1日	牛乳 ※	5,000円
10月2日	トイレットペーパー	2,000円
10月3日	うどん ※	1,000円
.....
Σ	Σ	Σ
.....
合計		180,000円
消費税		16,400円
(10%対象 100,000円 消費税 10,000円)		
(8%対象 80,000円 消費税 6,400円)		

⑤書類の交付を受ける者の氏名又は名称

③取引内容

④取引金額

⑦税率区分ごとの合計請求額

⑨税率区分ごとの消費税額

※は軽減税率対象品目 ← ⑥軽減税率である旨

△△△商事(有) 登録番号 T-x-x-x-x ← ⑧登録番号

①発行者の氏名又は名称

個人事業者の場合

個人事業者については、個人情報漏えいにならないように、事業者個人のマイナンバーは使用せず、頭文字にT（ローマ字）がつき法人番号と重複しない13桁の番号が振られます。

(5) 適格請求書発行事業者の公表

適格請求書発行事業者の氏名、名称及び登録番号については、法人番号と同様にインターネットを通じて、国税庁のホームページにおいて登録後速やかに公表されます。

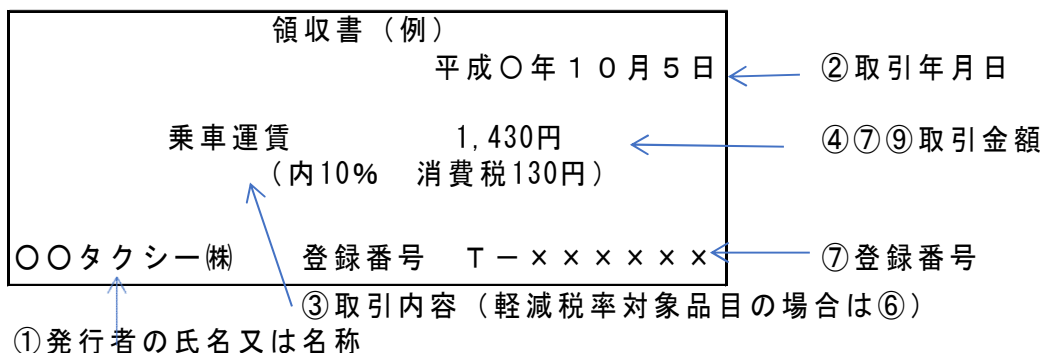
(6) 適格請求書が免除されるもの

公共交通機関である船舶、バスまたは鉄道による旅客の運賃として行われるもので3万円未満のもの、自動販売機により購入するもので3万円未満のものなどは改正前同様、これまで通り適格請求書の交付義務が免除されます。

(7) 適格簡易請求書

小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業、駐車場業等のように不特定多数を取引先とする事業を営む場合には、

適格簡易請求書



適格請求書に代えて適格簡易請求書を交付することが出来ます。その場合⑤の書類の交付を受ける者の氏名又は名称につきましては、これまで通り省略も可能です。（下記の図を参照）

(8) 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る経過措置

免税事業者や消費者からの仕入れ又は課税事業者でも登録を受けていない課税事業者からの仕入れを行う場合には、期間の経過に応じて下記の一定の金額を仕入税額控除することができます。

課税仕入れに係る経過措置

期間	控除割合
現行 ~ 平成35年9月30日まで	100%
平成35年10月1日~ 平成38年9月30日まで	80%
平成38年10月1日~ 平成41年9月30日まで	50%
平成41年10月1日~	控除不可

（担当 山本 修）